

諸帳簿・原紙記録などの保存について

～手書きによる諸帳簿の作成を行なっている方～

- ★ 法定帳簿・棚卸表などは**7年保存**します。
- ★ 領収書・預貯金通帳・小切手帳・借用書などは**7年保存**します。
- ★ 納品書・請求書・見積書などは**5年保存**します。

～会計ソフトを使用して帳簿等の作成を行なっている方～

- ★ **法定帳簿を印刷**し、上記と同様に保存。
- ★ **パソコン本体のデータだけ**では・・・
法定帳簿にはなりません！
必ず、法定帳簿は印刷してください！！
- ★ **帳簿の記録がないと**・・・
青色申告特別控除の適用を受けられなくなる
場合があります。

※お問い合わせ等ご不明な点は、お気軽に船橋青色申告会までご連絡ください。

 公益社団法人 船橋青色申告会

〒273-0001 船橋市市場1-3-9

TEL: 047-422-3111 (平日9時～17時)

FAX: 047-425-4460 (24時間送信可)